

地方独立行政法人法(評価委員会関係)の一部改正

1 背景・経緯

■ 国の独立行政法人制度改正（平成26年度）※を踏まえた対応

※ 平成26年度改正のポイント（波線部分は評価委員会関係）

- ① 業務の特性を踏まえた法人の分類
- ② P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
- ③ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

■ 「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」での議論を経て、地方独立行政法人法の一部改正（平成29年6月9日公布・平成30年4月1日施行）

2 主な改正内容

(1) P D C Aサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築 ※P2参照

ア. 設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方の見直し

- ① 評価委員会は存続するが必要な役割を整理<<設立団体の長の責任強化>>
(見直しの方針)

国の独立行政法人制度において評価委員会の関与が廃止となった項目は、地方独立行政法人制度においても、評価委員会の関与の必要性を精査し、必要性の低い項目については評価委員会の関与を不要とする

- ② ただし、公立大学法人については、国立大学法人と同様、教育研究の特性を踏まえ、大学の教育研究や運営に関する評価は、設立団体の長とは異なる専門的な評価機関が行うことが適当であることから、評価委員会が評価を行う現行制度を維持することが適当

イ. 目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直し

- ① 具体的な中期目標の設定
- ② 中期目標期間終了時に見込まれる業績評価の新設
公立大学法人は、中期目標期間の最終年度の前々事業年度の終了後に評価を実施（埼玉県立大学の場合は平成32年度に評価を実施）

(2) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化の一環として、定款における監事の任期を見直し、「任命後4年以内に終了する最終事業年度の財務諸表承認日まで」と規定

(主な改正項目)

	項目	改正前	改正後
1	財務諸表	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で承認	設立団体の長が承認
2	毎事業年度及び中期目標期間終了時における利益の翌事業年度等への充当	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で承認	設立団体の長が承認
3	中期目標の策定・変更	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で策定・変更	同左（変更なし）
4	中期計画の認可	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で認可	同左（変更なし）
5	各事業年度の業績評価	評価主体＝評価委員会	同左（変更なし）
6	中期目標期間終了時に見込まれる業績評価	—	【新規】 評価主体＝評価委員会

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みに関わる検討事項

資料22

○ 設立団体の長と評価委員会の役割分担の下で、PDCAサイクルを実効的に機能させるために、目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直しを行う必要があるか。

(1) 具体的な中期目標の設定

【独法通則法改正の趣旨】

- 定性的で達成水準が曖昧な中期目標を策定した結果、法人の効率的な業務執行や、評価委員会が目標の達成度を評価することが困難となっている事例があった。
- 法人が政策実施機能を十分に発揮するとともに、主務大臣が事後の評価を適正かつ厳正に行うため、中期目標の設定に当たっては、定量的な指標も用いながら、その内容が具体的かつ明確なものとなるようにすることとした。

(2) 中期目標に係る業績評価の時期の見直し

【独法通則法改正の趣旨】

- 改正前の制度では、中期目標期間が終了し、次期中期目標期間に入ってから、前の中期目標期間における業績評価を行う仕組みとなっているため、中期目標の評価結果を待たずに、法人の組織及び業務の見直しや次期中期目標の策定、予算要求を行わざるを得ない状況になっていた。
- このため、中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒して、中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を次期中期目標の策定、法人の組織・業務の見直し、予算要求に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を高めることとした。

【地独法制度における見直しの方針(案)】

- (1) 地独法制度においても、具体的な中期目標を設定すべきことを明記することとする。
(理由) PDCAサイクルを効果的に機能させるために有効であると考えられるため。
- (2) 地独法制度においても、中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価を行うこととする。
(理由) 設立団体の長及び評価委員会による中期目標管理と法人運営への反映のプロセスを、より実効的にすることに資すると考えられるため。

【出典】地方独立行政法人制度改革に関する研究会報告書（平成27年12月）参考資料より